

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成 4 年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 7 条関係）				別表（第 7 条関係）			
区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額		区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合			社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備（屋外用）	〔略〕	円 <u>285</u>	円 <u>692</u>	放送設備（屋外用）	〔略〕	円 <u>292</u>	円 <u>710</u>
机	〔略〕	<u>36</u>	<u>87</u>	机	〔略〕	<u>39</u>	<u>92</u>
椅子（1 人用）	〔略〕		<u>48</u>	椅子（1 人用）	〔略〕		<u>52</u>
16mm 映写機（スクリーン付き）	〔略〕	<u>36</u>	<u>87</u>	16mm 映写機（スクリーン付き）	〔略〕	<u>39</u>	<u>92</u>
スライド映写機（スクリーン付き）	〔略〕	<u>62</u>	<u>128</u>	スライド映写機（スクリーン付き）	〔略〕	<u>66</u>	<u>131</u>
茶道具セット	〔略〕	<u>87</u>	<u>156</u>	茶道具セット	〔略〕	<u>92</u>	<u>159</u>
バスケットボール用具	〔略〕	<u>36</u>		バスケットボール用具	〔略〕	<u>39</u>	
バレーボール用具	〔略〕	<u>36</u>		バレーボール用具	〔略〕	<u>39</u>	
バドミントン用具	〔略〕	<u>36</u>		バドミントン用具	〔略〕	<u>39</u>	
卓球用具	〔略〕	<u>62</u>		卓球用具	〔略〕	<u>66</u>	
ゲートボール用具	〔略〕	<u>62</u>		ゲートボール用具	〔略〕	<u>66</u>	
アキュラシー用具	〔略〕	<u>36</u>		アキュラシー用具	〔略〕	<u>39</u>	
インディアカ用具	〔略〕	<u>36</u>		インディアカ用具	〔略〕	<u>39</u>	
オリエンテーリ	〔略〕	<u>36</u>		オリエンテーリ	〔略〕	<u>39</u>	

ング用具			
グラウンドゴルフ用具	〔略〕	<u>36</u>	
クロリティー用具	〔略〕	<u>36</u>	
ゲートゴルフ用具	〔略〕	<u>36</u>	
シャフルボード用具	〔略〕	<u>36</u>	
ソフトバレーボール用具	〔略〕	<u>36</u>	
ターゲット・バードゴルフ用具	〔略〕	<u>36</u>	
ディスクゴルフ用具	〔略〕	<u>36</u>	
トランポビクス用具	〔略〕	<u>36</u>	
ピロポロ用具	〔略〕	<u>36</u>	
ビーンボウリング用具	〔略〕	<u>36</u>	
フリーテニス用具	〔略〕	<u>36</u>	
フリーブロー用具	〔略〕	<u>36</u>	
ペタンク用具	〔略〕	<u>36</u>	
ボックスホッケー用具	〔略〕	<u>36</u>	
ユニカール用具	〔略〕	<u>36</u>	
ローンボウルス用具	〔略〕	<u>36</u>	

ング用具			
グラウンドゴルフ用具	〔略〕	<u>39</u>	
クロリティー用具	〔略〕	<u>39</u>	
ゲートゴルフ用具	〔略〕	<u>39</u>	
シャフルボード用具	〔略〕	<u>39</u>	
ソフトバレーボール用具	〔略〕	<u>39</u>	
ターゲット・バードゴルフ用具	〔略〕	<u>39</u>	
ディスクゴルフ用具	〔略〕	<u>39</u>	
トランポビクス用具	〔略〕	<u>39</u>	
ピロポロ用具	〔略〕	<u>39</u>	
ビーンボウリング用具	〔略〕	<u>39</u>	
フリーテニス用具	〔略〕	<u>39</u>	
フリーブロー用具	〔略〕	<u>39</u>	
ペタンク用具	〔略〕	<u>39</u>	
ボックスホッケー用具	〔略〕	<u>39</u>	
ユニカール用具	〔略〕	<u>39</u>	
ローンボウルス用具	〔略〕	<u>39</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。